写

豊監公表第１０号

令和５年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第１９９条第１４項の規定により、次のとおり公表します。

令和６年（2024年）３月２９日

豊中市監査委員　岸　本　康　孝
同　清　水　聖　子
同　石　原　準　司
同　中　岡　裕　晶

豊 総 契 第 ８ ７ ７ 号
令和６年(2024年) ３月２１日

豊中市監査委員　様

豊中市長　長内　繁樹

地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づく措置の通知について

令和５年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

１　（監査実施日　令和５年１０月３１日）

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
総務部 契約検査課	◆違算について（契約検査課） 入札予定価格の誤りが判明した場合の入札・契約手続の取決めを定められた場合は、監査委員に通知されたい。 また、誤りによる入札への影響が生じないような手法を整備されたい。	建設工事等の入札執行に際し設定する予定価格等の算出の基礎となる設計に違算が判明した場合の取り扱いについて、「豊中市建設工事等に係る設計違算に関する事務取扱要綱」を制定し明文化した。（別紙参照） また、誤りによる入札への影響を軽減するため、要綱制定と併せて、予定価格の設定時期を公告時点から入札後開札前の時点に変更することで、入札前に判明する設計違算が予定価格に影響を及ぼさず、入札手続きを継続できる要件を取り決めた。

豊中市建設工事等に係る設計違算に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市が発注する工事又は委託（工事に係る設計、監理及び調査並びに測量調査（航空測量を除く。）に限る。）（以下、「建設工事等」という。）の契約に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、建設工事等の入札執行に際し設定する予定価格等の算出の基礎となる設計に違算が判明した場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（１）設計図書等

工事設計書、委託設計書、図面、数量集計表、一般仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明事項並びにそれらに関する質問回答書をいう。

（２）予定価格等

予定価格、最低制限価格、豊中市建設工事総合評価一般競争入札実施要領で規定する低入札基準価格及び豊中市低入札価格調査制度実施要綱で規定する低入札価格調査基準価格並びに失格基準価格をいう。

（３）設計違算

設計図書等における積算基準及び単価の適用誤り、数量の違い、費用の計上漏れ、記載誤り等の理由による設計金額の誤り（各項目の積算金額の誤りを含む。）をいい、設計金額に影響のない設計図書等における数量等の不整合は含まないものとする。

（開札前の対応）

第３条　市長は、入札の公告又は指名通知の発行を行ってから開札するまでの間に設計違算があったことが判明した場合は、入札手続きを中止するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、現場説明書により通知した現場説明の質問に対する回答書の回答期日までに、入札に参加するもの又は入札に参加しようとするものに対し、公平・公正に設計違算の訂正を周知することにより、入札手続きを続行することができるものとする。

（開札後から契約締結前の対応）

第４条　市長は、一般競争入札又は指名競争入札の開札を行った場合は、入札書提出者に対し、落札候補者の決定を保留する旨を通知する。

２　入札書提出者は、予定価格等の積算に対し質疑がある場合、開札により予定価格等を公表した日の翌日から起算して２日後（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の正午

までの間に、質疑申立てをすることができる。

3　市長は、前項に規定する期限までに質疑申立てがなかった場合は、質疑申立て期限の翌日に落札候補者決定の保留を解除し、落札候補者を決定する。

4　質疑申立てを行うときは、質疑申立書（様式１）を契約検査課に提出しなければならない。

5　市長は、前項の規定により、質疑申立書の提出を受けたときは、入札書提出者にその旨を速やかに通知するとともに、積算内容を確認し、その結果を質疑期間の終了日から起算して３日後（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに、質疑申立回答書（様式２）により入札書提出者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、回答すべき質疑として取り扱わない旨を入札書提出者に通知するものとする。

（１）質疑申立てが第４項に規定する方法以外の方法により行われた場合

（２）質疑の内容が具体的でない場合その他質疑の内容が特定できない場合

（３）質疑に対する回答が、建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札に関する豊中市の要綱、要領及び基準並びに公表された設計図書等で確認できる場合

（４）設計図書等に位置づけられない参考数量を記載した図書に関する場合

（５）質疑に係る文字、数字等が判読できない場合

（６）質疑の内容が当該入札に直接関係のない場合

（７）前各号に掲げるもののほか、質疑として取り扱わないことが適当であると市長が認めた場合

6　前項に規定する積算内容の確認の結果において、設計違算がなかったことが判明した場合は、当該案件の入札を有効とし、質疑申立てへの回答日の翌日に落札候補者決定の保留を解除し、落札候補者を決定する。

7　第５項に規定する積算内容の確認の結果において、設計違算があったことが判明し、設計金額をもとに設定された予定価格等に誤りがある場合は、当該案件の入札手続きを中止するものとする。ただし、入札順位に影響がない場合は、入札を有効とし、入札手続きを続行することができるものとする。

8　豊中市建設工事等の競争入札における取り落とし方式実施要領で規定する取り落とし方式に係る入札について、前項の規定により入札手続きを中止した場合であっても、当該案件以降に開札する全ての入札手続きを続行することができるものとする。

9　第２項に規定する質疑申立て期間以後の質疑申立ては一切受け付けない。

（契約締結後の対応）

第５条　市長は契約を締結した後に設計違算があったことが判明し、設計金額をもとに設定された予定価格等に誤りがある場合は、当該契約の相手方との協議により契約を解除するものとする。ただし、当該案件における入札順位に影響がなく、当該契約の相手方が契約の継続を望む場合は、当該契約の相手方との協議により契約を継続する

ことができるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、建設工事等の履行状況等により契約を解除しがたい場合において、当該契約の相手方が契約の継続を望む場合は、当該契約の相手方との協議により契約を継続することができる。

３　当該案件に続く取り落とし案件については、第１項の規定による契約解除がなされたとしても、契約を継続するものとする。

（公表）

第６条　市長は、第３条第１項若しくは第４条第７項の規定により入札手続きを中止した場合又は第５条第１項の規定により契約を解除した場合は、速やかに公表するものとする。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

様式１

年　　月　　日

(宛先)豊中市長

住　　所
商号又は名称
代表者職氏名
提出者氏名
連　絡　先

質　疑　申　立　書

次の建設工事等に係る予定価格等に質疑があるため、入札金額積算内訳書及び質疑に関する具体的な資料を添えて積算内容の確認を求めます。

建設工事等の名称	
建設工事等の担当課	
質疑内容	質疑を申し立てる具体的な項目は次のとおりです。
添付資料	・入札金額積算内訳書 ・質疑に関する具体的な資料

備考

１　質疑申立てを行うことができる期間は、開札により予定価格等を公表した日から起算して２日後（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の正午までとする。

２　質疑申立てができる者は、当該建設工事等の入札書提出者とする。

様式２

豊総契第　　号
令和　年(　　年)　　月　　日

様

豊中市長　　長内　繁樹

質　疑　申　立　回　答　書

質疑申立てについて、次のとおり回答します。

○建設工事等の名称

○質疑の内容及び回答

No.	質疑の内容	回　　答
1		
2		
3		
4		
5		